

茨城県報 号外

昭和41年6月30日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示		ページ	●	
●道路の区域変更(18件)	1	●守谷町大野土地改良区役員の就退任	20	
●道路の供用開始(18件)	10	●中台土地改良区役員の就退任	21	
公 告			●小高土地改良区役員の就退任	22
●天掛籠田土地改良区役員の就退任	16	●蔵川土地改良区役員の就退任	23	
●鳥並土地改良区役員の就退任	17	●行方村於下土地改良区役員の就退任	24	
●小高埋立土地改良区役員の就退任	17	●太田土地改良区役員の就退任	25	
●旭村大谷土地改良区役員の就退任	18	●風俗業者の行政処分に関する聴聞	25	
●中田土地改良区役員の就退任	19	●飲食店業者の行政処分に関する聴聞	26	
		●古物商業者の行政処分に関する聴聞	26	

告 示

茨城県告示第821号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字袋田字山根 1519番地の1地先から	旧	メートル	メートル	40国補特改第1号
		5.0	22.0	
久慈郡大子町大字袋田字山根 1519番地の1地先まで	新	5	22.0	
		9.0		
		10.0		

茨城県告示第822号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字袋田字山根 1502番地地先から	旧	メートル 4.5 ┆ 7.0	メートル 174.0	40国補特改第1号
久慈郡大子町大字袋田字中野 1437番地の1地先まで	新	8.0 ┆ 9.0	174.0	

茨城県告示第823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字頃藤字川下 435番地の4地先から	旧	メートル 3.0 ┆ 7.0	メートル 360.0	39国補特改第1号
久慈郡大子町大字頃藤字川下河原 682番地の1地先まで	新	9.0 ┆ 17.0	360.0	

茨城県告示第824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字頃藤字金山 737番地の1地先から	旧	メートル 4.0 ┆ 7.0	メートル 216.0	39国補特改第1号
久慈郡大子町大字頃藤字金山 764番地の1地先まで	新	11.0 ┆ 18.0	216.0	

茨城県告示第825号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字川山字金光寺前 181番地の2地先から	旧	メートル 5.0 ┆ 7.0	メートル 129.96	40単県局改 第148号
久慈郡大子町大字川山字道下 766番地の1地先まで	新	7.0 ┆ 10.0	129.96	

茨城県告示第826号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字川山字宿 724番地地先から	旧	メートル 5.0 }	メートル 180.0	40単県局改第48号
		5.5		
久慈郡大子町大字川山字宿 675番地地先まで	新	7.0 }	180.0	
		8.0		

茨城県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字高柴字東森下 3425番地地先から	旧	メートル 4.0 }	メートル 308.68	40国補特改第7号
		7.0		
久慈郡大子町大字高柴字栗木町 4313番地地先まで	新	8.0 }	308.68	
		17.0		

茨城県告示第828号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字小生瀬 字地藏下3896番地地先から	旧	メートル 4.0 ┆ 8.0	メートル 260.0	40単県局改第49号
		8.0 ┆ 11.0	260.0 ┆ 1	

茨城県告示第829号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 日立大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字小生瀬 字鶴巻田2984番地の4地先から	旧	メートル 3.0 ┆ 10.0	メートル 270.0	40単県局改第49号
		9.5 ┆ 12.0	270.0	

茨城県告示第830号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 大子黒羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上金沢 字宍貫町1605番地地先から	旧	メートル 3.0 } 5.0	メートル 234.0	40国補特改第20号
久慈郡大子町大字上金沢 字荒屋前1431番地地先まで	新	8.0 } 10.0	234.0	

茨城県告示第831号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 上金沢頃藤線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字栃原字十郎平 767番地地先から	旧	メートル 2.0 } 3.0	メートル 300.0	40単県局改第50号
久慈郡大子町大字栃原字平見田 726番地地先まで	新	8.0 } 21.0	300.0	

茨城県告示第832号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊王野町付大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字町付字古宿 1279番地の1地先から	旧	メートル 3.5 } 4.0	メートル 56.0	40単県局改第52号
久慈郡大子町大字町付字古宿 1279番地の2地先まで	新	7.0 } 8.0	56.0	

茨城県告示第833号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諸沢西金停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 長
久慈郡大子町大字西金字アタ峯 429番地の4地先から	旧	メートル 4.5 } 5.0	メートル 20.0	40単県局改第51号
久慈郡大子町大字西金字アタ峯 429番地の4地先まで	新	15.0 } 22.0	20.0	

茨城県告示第834号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
猿島郡岩井町大字筵打字南郷 670番地地先から	旧	メートル 6.0 } 10.0	メートル 1,097.0	40単県局改 第132号工事
猿島郡岩井町大字筵打字鹿島沼 3086番地地先まで	新	8.0 } 16.0	776.0	

茨城県告示第835号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字西木倉 字上高田1309番地地先から	旧	メートル 6.0 } 18.0	メートル 1,485.5	38国補改良第8号 39国補改良第2号工事
那珂郡那珂町大字豊喰字台 130番地の2地先まで	新	11.0 } 20.0	1,480.5	

茨城県告示第836号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字舟生字山神 305番地の1地先から	旧	メートル 3.5	メートル 256.8	40国補特改 第2号工事
		5.5		
那珂郡山方町大字舟生字堂下 283番地の3地先まで	新	5.5 16.0	253.8	

茨城県告示第837号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長倉小舟線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字油河内字前田 208番地の1地先から	旧	メートル 3.0	メートル 135.0	40単県局改 第40号工事
		8.0		
那珂郡緒川村大字油河内字石田 101番地地先まで	新	5.0 11.5	135.0	

茨城県告示第838号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字上村田字新地 1276番地の1地先から	旧	メートル 6.0 }	メートル 120.0	40単県局改 第47号工事
		8.0		
那珂郡大宮町大字上村田字新地 1245番地の3地先まで	新	6.0 } 14.0	120.0	

茨城県告示第839号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字袋田字山根1519番地の1地先から
久慈郡大子町大字袋田字山根1519番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字袋田字山根1502番地地先から

久慈郡大子町大字袋田字中野1437番地の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 一般国道118号線

2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字頃藤字川下435番地の4地先から
久慈郡大子町大字頃藤字川下河原682番地の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 一般国道118号線

2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字頃藤字金山737番地の1地先から
久慈郡大子町大字頃藤字金山764番地の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 一般国道118号線

2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字川山字金光寺前181番地の2地先から
久慈郡大子町大字川山字道下766番地の1地先まで

3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字川山字宿724番地地先から
久慈郡大子町大字川山字宿675番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 日立大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字高柴字東森下3425番地地先から
久慈郡大子町大字高柴字栗木町4313番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 日立大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字小生瀬字地蔵下3896番地地先から
久慈郡大子町大字小生瀬字地蔵下3891番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第847号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 日立大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字小生瀬字鶴巻田2984番地の4地先から
久慈郡大子町大字小生瀬字中ナキ2968番地の4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第848号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 主要地方道 大子黒羽線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上金沢字老貫町1605番地地先から
久慈郡大子町大字上金沢字荒屋前1431番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 上金沢頃藤線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字栃原字十郎平767番地地先から
久慈郡大子町大字栃原字平見田726番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 伊王野町付大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字町付字古宿1279番地の1地先から
久慈郡大子町大字町付字古宿1279番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第851号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 諸沢西金停車場線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字西金字アタ峯429番地の4地先から
久慈郡大子町大字西金字アタ峯429番地の4地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 小山菅生小網停車場線
- 2 供用開始の区間 猿島郡岩井町大字蕨打字南郷670番地地先から
猿島郡岩井町大字蕨打字鹿島沼3086番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字西木倉字上高田1309番地地先から
那珂郡那珂町大字豊喰字台130番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字舟生字山神305番地の1地先から
那珂郡山方町大字舟生字堂下283番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県 道 長倉小舟線
- 2 供用開始の区間 那珂郡緒川村大字油河内字前田208番地の1地先から
那珂郡緒川村大字油河内字大石田101番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

茨城県告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和41年6月30日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年6月30日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道静大宮線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字上村田字新地1276番地の1地先から
那珂郡大宮町大字上村田字新地1245番地の3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和41年6月30日

公 告

●天掛籠田土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町天掛に事務所をおく天掛籠田土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川崎久吉

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字天掛467—1	理 事	浜 野 淳	
〃 〃 〃 351—3	〃	羽 生 秀 夫	
〃 〃 〃 384	〃	菅 谷 光 一	
〃 〃 〃 220	〃	堀 江 嘉 弥	
〃 〃 〃 393—1	〃	内 田 康 雄	
〃 〃 大字籠田294	〃	一 村 正 明	
〃 〃 〃 168	〃	椎 木 忠 義	
〃 〃 〃 84	〃	柏 葉 幹 雄	
〃 〃 〃 279	〃	一 村 新 造	
〃 〃 大字天掛391	監 事	藤 崎 宗 作	
〃 〃 大字籠田 46	〃	柏 葉 寛	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字天掛467—1	理 事	浜 野 淳	理 事 長
〃 〃 大字籠田 2	〃	山 本 四 郎	
〃 〃 〃 314	〃	久保田 昭 治	
〃 〃 大字天掛384	〃	菅 谷 光 一	
〃 〃 大字籠田301—3	〃	大 橋 吉 政	
〃 〃 大字天掛393—1	〃	内 田 康 雄	

行方郡麻生町大字天掛220	理 事	堀 江 嘉 弥
〃 〃 〃 227	〃	宮久保 利巳三
〃 〃 大字籠田192	〃	石 神 正 一
〃 〃 大字天掛351—3	監 事	羽 生 秀 夫
〃 〃 大字籠田 85	〃	柏 葉 治 男

●島並土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町大字島並に事務所のおく島並土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年 6 月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字島並 761～8	理 事	山 口 保	理 事 長
〃 〃 〃 425～2	〃	大 野 金 藏	
〃 〃 〃 68～2	〃	植 田 充 夫	
〃 〃 〃 1378	〃	小 田 儀 男	
〃 〃 〃 72～1	〃	大 里 長 寿	
〃 〃 〃 211	〃	大 里 弘 夫	
〃 〃 〃 381～1	〃	仲 野 悦 夫	
〃 〃 大字南 51	〃	石 田 昇	
〃 〃 大字島並 455～8	監 事	桑 島 寅 雄	
〃 〃 〃 367	〃	土 子 保	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字島並 408	理 事	大 野 馨	理 事 長
〃 〃 〃 402	〃	松 沢 正 男	
〃 〃 〃 1304	〃	大 里 輝 男	
〃 〃 〃 558～1	〃	高 崎 博	
〃 〃 〃 157	〃	大 里 操	
〃 〃 〃 284	〃	小松崎 幸	
〃 〃 大字南 50	〃	小 島 武	
〃 〃 大字島並 377	〃	大 堀 一 男	
〃 〃 〃 460	監 事	八 品 庄 市	
〃 〃 〃 75	〃	小松崎 徳次郎	

●小高埋立土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町大字橋門に事務所をおく小高埋立土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年 6 月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

(第三種郵便物認可)

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高 259	理 事	鈴木 忠	理 事 長
〃 〃 大字南 14～1	〃	羽生 常太郎	
〃 〃 大字島並 415	〃	宮本 喜好	
〃 〃 大字橋門 406～2	〃	石川 四郎	
〃 〃 大字於下1323～1	〃	大輪 進	
〃 〃 大字小高1261	〃	額賀 銑藏	
〃 〃 〃 1632～20	〃	箕輪 丑	
〃 〃 大字井貝 14	監 事	平野 三郎	平
〃 北浦村大字小幡1416	〃	阿部 酉松	
〃 麻生町大字南 195	〃	土子 照	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高 259	理 事	鈴木 忠	理 事 長
〃 〃 大字南 14～1	〃	羽生 常太郎	
〃 〃 大字橋門 406～2	〃	石川 四郎	
〃 〃 大字島並 415	〃	宮本 喜好	
〃 〃 大字於下1323～1	〃	大輪 進	
〃 〃 大字南 742	〃	大竹 安平	
〃 〃 大字井貝 811	〃	前川 貞雄	
〃 〃 大字小高1632～20	監 事	箕輪 丑	
〃 〃 〃 224	〃	小牧 孝	
〃 〃 大字南 195	〃	土子 照	

●旭村大谷土地改良区役員のが就退任

鹿島郡旭村造谷1071の1に事務所をおく旭村大谷土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

記

1. 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡旭村大字造谷 717	理 事	小沼 正生	
〃 〃 〃 1309	〃	米川 三郎	
〃 〃 〃 401	〃	小沼 正	
〃 〃 〃 60の1	〃	小沼 安喜	
〃 〃 大字田崎 975	〃	小沼 可古	
〃 〃 〃 1128	〃	田崎 篤	
〃 〃 〃 1566	〃	上田 権重	
〃 〃 〃 1378	〃	高崎 鼻	

鹿島郡旭村大字田崎	948	理 事	中 野 孝 道
〃 〃 大字下太田	19	〃	藤 沼 仁
〃 〃 〃	10	〃	石 崎 多 一
〃 〃 〃	69の1	〃	佐 藤 静
〃 〃 大字上太田	384	〃	清 宮 源太郎
〃 〃 〃	713	〃	石 崎 一 郎
〃 〃 大字荒地	135	〃	石 崎 実
〃 〃 大字造谷	312の2	監 事	柴 田 惣 重
〃 〃 大字上太田	525	〃	和 田 瑞 穂
〃 〃 大字田崎	1128	〃	田 崎 早 苗

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡旭村大字造谷 717	理 事	小 沼 正 生	
〃 〃 〃 1309	〃	米 川 三 郎	
〃 〃 〃 401	〃	小 沼 正 喜	理 事 長
〃 〃 〃 60の1	〃	小 沼 安 喜	
〃 〃 大字上太田 684	〃	小 沼 勇	
〃 〃 〃 794	〃	和 田 魁 介	
〃 〃 大字荒地 624	〃	米 川 明 篤	
〃 〃 大字田崎 1128	〃	田 崎 篤	
〃 〃 〃 948	〃	中 野 孝 道	
〃 〃 〃 1200	〃	相 馬 定 男	
〃 〃 〃 1587	〃	牧 野 松 雄	
〃 〃 〃 1589の1	〃	井 川 満	
〃 〃 大字下太田 19	〃	藤 沼 仁	
〃 〃 〃 10	〃	石 崎 多 一	
〃 〃 〃 287	〃	国 井 福 寿	
〃 〃 大字造谷 312の2	監 事	柴 田 惣 重	
〃 〃 大字上太田 525	〃	和 田 瑞 穂	
〃 〃 大字田崎 1128	〃	田 崎 早 苗	

●中田土地改良区役員の就退任

古河市中田新田に事務所をおく中田土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県境土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市新久田 684	理 事	並 木 勝 司	
〃 〃 492	〃	並 木 佐重郎	
〃 茶屋新田 248	〃	長 浜 昌 一	
〃 中田 970	〃	山 田 留五郎	

古河市中田	1495の2	理 事	今 泉 源 藏
〃 坂間	74	〃	内 田 愷太郎
〃 鳥喰	524	〃	小 野 市 郎
〃 茶屋新田	446	〃	大 沢 開 市
〃 中田	906	〃	山 崎 四 郎
〃 〃	1424	〃	今 泉 初太郎
〃 坂間	171	〃	小 沼 利 三
〃 鳥喰	537	〃	新 井 耕 治

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
古河市新久田 684	理 事	並 木 勝 司	
〃 〃 260	〃	並 木 己之藏	
〃 茶屋新田 248	〃	長 浜 昌 一	
〃 中田 970	〃	山 田 留五郎	
〃 〃 1495の2	〃	今 泉 源 藏	
〃 坂間 74	〃	内 田 愷太郎	
〃 〃 171	〃	小 沼 利 三	
〃 茶屋新田 446	〃	大 沢 開 市	
〃 中田 1424	〃	今 泉 初太郎	
〃 鳥喰 537	〃	新 井 耕 治	
〃 〃 135	〃	高 橋 喜三郎	
〃 中田 2158の1	〃	渡 辺 仲 藏	

●守谷町大野土地改良区役員の就退任

北相馬郡守谷町大字野木崎に事務所をおく守谷町大野土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 照 沼 正 元

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北相馬郡守谷町大字大柏 490	理 事	野 沢 兼 吉	理 事 長
〃 〃 大字野木崎1311	〃	貝 塚 銀 次	
〃 〃 大字大木 655	〃	須 賀 松之助	
〃 〃 〃 657	〃	須 賀 正 雄	
〃 〃 大字野木崎1803	〃	横 瀬 宗 市	
〃 〃 〃 1869	〃	高 橋 武 雄	
〃 〃 〃 1604	〃	椎 名 三 郎	
〃 〃 〃 1696	〃	鈴 木 徳 良	
〃 〃 〃 42	〃	寺 田 金太郎	
〃 〃 〃 332番地の1	〃	松 丸 時 雄	
〃 〃 大字大柏 763	〃	柳 生 仲 郎	
〃 〃 〃 350	〃	石 塚 好 重	

北相馬郡守谷町大字野木崎	1318	監事	貝塚朝次郎	代表監事
〃	〃	〃	松丸林	
〃	〃	〃	鈴木直一	
〃	〃	〃	松丸与一	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北相馬郡守谷町大字大柏 490	理 事	野 沢 兼 吉	理 事 長
〃 〃 大字野木崎 1311	〃	貝 塚 銀 次	
〃 〃 大字大柏 350	〃	石 塚 好 重	
〃 〃 〃 763	〃	柳 生 仲 郎	
〃 〃 大字野木崎 12	〃	松 丸 直 枝	
〃 〃 〃 42	〃	寺 田 金 太 郎	
〃 〃 〃 1277	〃	椎 名 定 次	
〃 〃 〃 1594番地の1	〃	飯 泉 幹 雄	
〃 〃 〃 1869	〃	高 橋 武 雄	
〃 〃 〃 1803	〃	横 瀬 宗 市	
〃 〃 大字大木	〃	石 塚 友 治	
〃 〃 〃 2281	〃	武 藤 宗 弘	
〃 〃 大字野木崎 1318	監 事	貝 塚 朝 次 郎	総 括 監 事
〃 〃 〃 1640	〃	飯 沼 覚 治	
〃 〃 〃 1361番地の1	〃	鈴 木 兼 安	
〃 〃 〃 23番地の1	〃	山 崎 未 之 助	

●中台土地改良区役員の就退任

新治郡玉里村大字上玉里に事務所をおく中台土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県土浦土地改良事務所長 照 沼 正 元

記

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字高崎 825	理 事	大 槻 進	理 事 長
〃 〃 大字上玉里 381	〃	中 山 泰 夫	
〃 〃 大字高崎 965	〃	笹 目 秀 雄	
〃 〃 大字下玉里 2179	〃	三 橋 利 雄	
〃 〃 大字上玉里 848	〃	井 坂 操	
〃 〃 大字高崎 725番地の1 726番地 726番地の1	〃	原 田 俊 夫	
〃 〃 大字下玉里 2021	〃	福 田 博 治	
〃 〃 大字高崎 776	〃	原 田 幸 之 助	
〃 〃 〃 770	〃	山 下 平 作	
〃 〃 〃 798	〃	大 槻 幸 市	
〃 〃 〃 757	監 事	羽 鳥 孝	

新治郡玉里村大字上玉里 362 監 事 山 口 誠

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字高崎 825	理 事	大 槻 進	理 事 長
〃 〃 大字上玉里 808	〃	中 山 力 雄	
〃 〃 大字高崎 965	〃	笹 目 秀 雄	
〃 〃 〃 776	〃	原 田 幸 之 助	
〃 〃 大字下玉里2179	〃	三 橋 利 雄	
〃 〃 大字上玉里 799番地の6	〃	渡 辺 敏	
〃 〃 大字下玉里2021	〃	福 田 博 治	
〃 〃 大字高崎 808	〃	羽 鳥 重 吉	
〃 〃 〃 770	〃	山 下 平 作	
〃 〃 〃 724	〃	羽 鳥 清 一	
〃 〃 〃 757	監 事	羽 鳥 孝	
〃 〃 大字上玉里 377	〃	中 山 税	

●小高土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町小高 179に事務所をおく小高土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字橋門 311	理 事	小 牧 武 雄	
〃 〃 〃 402	〃	大 原 庄 一	
〃 〃 大字小高 226-1	〃	中 根 照 明	
〃 〃 〃 1775-1	〃	茂 木 四 朗	
〃 〃 〃 304	〃	永 峰 久 兵 衛	
〃 〃 〃 259	〃	鈴 木 忠	
〃 〃 〃 295-1	〃	大 原 武 七	
〃 〃 大字井貝 14	〃	平 野 三 郎 平	
〃 〃 大字南 148-1	〃	羽 生 三 郎	
〃 〃 〃 283	〃	大 貫 正 由	
〃 〃 〃 431	〃	大 貫 平 助	
〃 〃 〃 556	〃	高 田 一 郎	
〃 〃 大字於下 879	〃	高 橋 義 孝	
〃 〃 大字南 720	監 事	箕 輪 紫 朗	
〃 〃 大字島並 1	〃	大 谷 哲 雄	
〃 〃 大字小高 225	〃	大 原 博	
〃 〃 〃 243	〃	高 塚 弥 寿 彦	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字橋門 311	理 事	小 牧 武 雄	理 事 長
〃 〃 大字小高 259	〃	〃 鈴 木 忠	
〃 〃 〃 618—3	〃	〃 箕 輪 馨	
〃 〃 〃 1775—1	〃	〃 茂 木 四 朗	
〃 〃 〃 295—1	〃	〃 大 原 武 七	
〃 〃 〃 270	〃	〃 茂 木 新	
〃 〃 〃 304	〃	〃 永 峰 久 兵 衛	
〃 〃 大字橋門 128	〃	〃 成 島 定 助	
〃 〃 〃 234	〃	〃 小 牧 虎 雄	
〃 〃 大字南 148—1	〃	〃 羽 生 三 郎	
〃 〃 〃 190	〃	〃 宮 崎 留 義	
〃 〃 〃 466	〃	〃 宮 崎 正 良	
〃 〃 大字小高 978	〃	〃 額 賀 淳 雄	
〃 〃 大字南 14—1	監 事	〃 羽 生 常 太 郎	
〃 〃 大字於下 879	〃	〃 高 橋 義 孝	
〃 〃 大字橋門 152	〃	〃 宮 内 純 郎	
〃 〃 大字南 711	〃	〃 箕 輪 光 成	

●蔵川土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町蔵川に事務所をおく蔵川土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川166	理 事	奈良崎教右エ門	
〃 〃 〃 287	〃	〃 高 須 直 規	
〃 〃 〃 441—2	〃	〃 奈良崎 孝 助	
〃 〃 〃 154	〃	〃 奈良崎 正	
〃 〃 〃 1	〃	〃 長 峰 善 衛	
〃 〃 〃 139	〃	〃 長 峰 馨	
〃 〃 〃 428	〃	〃 飛 弾 寿	
〃 〃 〃 215	〃	〃 山 口 東	
〃 〃 〃 269	〃	〃 柴 原 玄 之 助	
〃 〃 〃 251	〃	〃 宮 崎 幸 一	
〃 〃 大字岡 614	〃	〃 箕 輪 誠 昌	
〃 〃 〃 506	〃	〃 箕 輪 誠 一	
〃 〃 大字蔵川291	監 事	〃 宮 崎 俊 男	
〃 〃 〃 162	〃	〃 大 槻 司	
〃 〃 〃 119	〃	〃 長 峰 昇	

(第三種郵便物認可)

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川276-2	理 事	永 作 尚	理 事 長
〃 〃 〃 105	〃	市 川 久 雄	
〃 〃 〃 286	〃	高 須 源 一	
〃 〃 〃 215	〃	山 口 東 男	
〃 〃 〃 170-1	〃	奈良崎 孝 男	
〃 〃 〃 150	〃	大 槻 末 吉	
〃 〃 〃 109	〃	関 戸 正 美	
〃 〃 〃 180	〃	高 須 政 男	
〃 〃 〃 108	〃	野 川 宇 造	
〃 〃 〃 298	〃	高 須 一	
〃 〃 大字岡 530	〃	宮 崎 仲 男	
〃 〃 〃 217	〃	箕 輪 新 兵衛	
〃 〃 大字蔵川162	監 事	大 槻 司	
〃 〃 〃 119	〃	長 峰 昇	
〃 〃 〃 291	〃	宮 崎 俊 男	

●行方村於下土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町於下に事務所をおく行方村於下土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 崎 久 吉

記

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字於下 978	理 事	高 野 清兵衛	
〃 〃 〃 858	〃	大 橋 寛 一	
〃 〃 大字行方 677-1	〃	小 沼 義 雄	
〃 〃 大字於下 594	〃	滝ヶ崎 喜 平	
〃 〃 大字舟子 368	〃	大 島 与次雄	
〃 〃 大字於下 201-1	〃	高 野 清 次	
〃 〃 大字五丁田267	〃	大 輪 大三郎	
〃 〃 大字行方 679	監 事	川 尻 和	
〃 〃 大字於下1061	〃	高 野 利 民	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字於下 978	理 事	高 野 清兵衛	理 事 長
〃 〃 〃 858	〃	大 橋 寛 一	
〃 〃 大字行方 677-1	〃	小 沼 義 雄	
〃 〃 大字於下 201-1	〃	高 野 春 次	
〃 〃 〃 594	〃	滝ヶ崎 喜 平	

行方郡麻生町大字五丁田267	理 事	大 輪 大三郎
“ “ 大字舟子 368	“	大 島 勲
“ “ 大字於下1061	監 事	高 野 利 民
“ “ 大字行方 650	“	小 沼 勇右エ門

●太田土地改良区役員の就退任

行方郡麻生町矢幡に事務所をおく太田土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 川 崎 久 吉
記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字矢幡 521	理 事	小 島 新 左	理 事 長
“ “ “ 39の1	“	荒 野 寅 雄	
“ “ “ 1207	“	小 島 信	
“ “ “ 486	“	新 橋 稔	
“ “ “ 587	“	岡 里 新 一	
“ “ “ 1084	“	長 峰 明 雄	
“ “ “ 863	“	新 橋 克 美	
“ “ “ 618	“	箕 輪 良 男	
“ “ “ 1356	監 事	田 中 耕	
“ “ 大字根古屋337	“	水 海 誠太郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字矢幡 859	理 事	新 橋 平 寿	理 事 長
“ “ “ 578	“	土 子 勇 光	
“ “ “ 304	“	瀬 尾 貞	
“ “ “ 75	“	荒 野 康	
“ “ “ 550	“	米 川 治 郎	
“ “ “ 900	“	小 貫 三 次	
“ “ “ 533	“	土 子 勝 衛	
“ “ “ 597	“	折 笠 安 平	
“ “ “ 799	監 事	新 橋 幸 喜	
“ “ “ 1647	“	塙 七衛門	

●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年6月30日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

(第三種郵便物認可)

- 1 聴聞期日 昭和41年7月8日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部
- 3 被聴聞者 水戸市千波町1421番地 吉田 宮子
 水戸市東町1丁目4996番地 金 栄子
 水海道市橋本町3471番地 白 相 然

●飲食店営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により飲食店営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年6月30日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年7月8日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部
- 3 被聴聞者 北相馬郡取手町大字取手乙918番地 猪瀬 ふく

●古物商営業者の行政処分に関する聴聞

古物営業法第25条の規定により古物商営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年6月30日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年7月8日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部
- 3 被聴聞者 竜ヶ崎市5139番地 岡田 栄次郎

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
 発行所 茨 城 県
 発行人

茨城県水戸市北三軒町24番地の4
 印刷所 茨 城 県 印 刷 所